

業務及び財産の状況に関する説明書類

(公認会計士法第 34 条の 16 の 3 第 1 項に規定する公衆縦覧書類)

第 13 期会計年度

(平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日)

公衆縦覧開始日 平成 30 年 9 月 14 日

PwC あらた有限責任監査法人

目次

一. 業務の概況	1
1. 監査法人の目的及び沿革	1
(1) 監査法人の目的	1
(2) 監査法人の沿革	1
2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別	1
3. 業務の内容	1
(1) 業務概要	1
(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項	1
(3) 監査証明業務の状況	1
(4) 非監査証明業務の状況	2
4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況	2
(1) 業務の執行の適正を確保するための措置	2
(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置	2
(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置	6
(4) 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月	6
(5) 業務の品質の管理方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認	6
5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項	7
6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項	7
(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称	7
(2) 提携を開始した年月	7
(3) 業務上の提携内容	7
(4) ネットワーク及びその取決めの概要	7
二. 社員の概況	7
1. 社員の数	7
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成	7
三. 事務所の概況	8
四. 監査法人の組織の概要	9
五. 財産の概況	9
1. 売上高の総額	9
2. 直近の 2 会計年度の計算書類	9
3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書	9

4. 供託金の額	10
5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容	10
六. 被監査会社等(大会社等に限る)の名称	11

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

当法人は、次の各号の業務を行うことを目的とします。

- ① 財務書類の監査又は証明
- ② 財務書類の調製又は財務に関する調査、立案若しくは相談
- ③ 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 監査法人の沿革

当法人の沿革は以下の通りです。

- | | |
|------------------|--|
| 平成 18 年 6 月 1 日 | あらた監査法人設立
メンバーファームとして PwC ネットワークに加盟 |
| 平成 18 年 8 月 1 日 | 名古屋事務所を開設 |
| 平成 18 年 9 月 1 日 | 大阪事務所を開設 |
| 平成 27 年 7 月 1 日 | 法人名称を「PwC あらた監査法人」へ変更 |
| 平成 28 年 7 月 1 日 | 有限責任監査法人へ移行し、名称を「PwC あらた有限責任監査法人」とする。 |
| 平成 28 年 10 月 1 日 | 福岡事務所を開設 |

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当法人は公認会計士法第 1 条の 3 第 4 項に規定する有限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当法人は金融商品取引法監査、会社法監査及び学校法人監査等の法定監査のほか任意監査まで幅広く監査証明業務を提供しています。

監査証明業務に係る当期末現在の被監査会社数は 1,116 社(前期比 12 社減)、監査証明業務に係る当期収入は 23,455 百万円(前期比 1,802 百万円増)となりました。

また、当法人は非監査証明業務として IFRS 導入支援サービスをはじめとした財務報告アドバイス及び株式上場 (IPO) 支援、ガバナンス関連アドバイザリー業務、システム・プロセス・アシュアランス、内部監査サービスなどの幅広い財務関連サービスの提供に努めています。

非監査証明業務の対象会社総数は 1,241 社(前期比 121 社増加)、非監査証明業務に係る当期収入は 22,167 百万円(前期比 1,499 百万円増)となりました。

以上の結果、監査証明業務と非監査証明業務を合わせた当期の業務収入総額は、45,622 百万円(前期比 3,301 百万円増加)となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当ありません。

(3) 監査証明業務の状況

※平成 30 年 6 月 30 日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	141 社	134 社
② 金商法監査	51 社	17 社

③ 会社法監査	434 社	83 社
④ 学校法人監査	3 社	—
⑤ 労働組合監査	—	—
⑥ その他の法定監査	144 社	8 社
⑦ その他の任意監査	343 社	2 社
計	1,116 社	244 社

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数	対前年度増減
大会社等	340 社	11 社
その他の会社等	901 社	110 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針及び経営管理に関する事項

当法人は、卓越したサービスを提供するプロフェッショナル集団として、法人のビジョンを全員が共有し、明確なリーダーシップと創造的なチームワークによって厳正かつ公正な高品質の監査を実施し、経済の健全な発展に寄与することを経営理念としています。

当法人は、経営意思決定機関として代表執行役及び執行役で構成される経営委員会を設置しています。この経営委員会は、監査法人運営全般に対して説明責任を負っています。監視委員会の下には、社員評価委員会、監査委員会、指名委員会、R&Q 監視委員会が設置され、経営委員会を監視することにより、透明性の高いガバナンス体制としています。

加えて、公益を代表する有識者の目線を法人運営に取り入れ、監査品質を向上させる目的で、社外有識者、代表執行役及び監視委員会議長で構成される公益監督委員会 (PIB) を設置しています。

② 法令遵守に関する事項

法令遵守に関する措置を所管する部署として、コンプライアンス室を設置しています。

コンプライアンス室は、プロフェッショナルとしての、また、社会の一員としての、使命と責任を果たすための行動規範を策定しており、すべての社員・職員はこの行動規範を遵守しています。コンプライアンス室は、定期的な研修等を通じて、行動規範その他遵守すべき法令規制について、社員・職員に周知を徹底し、意識の向上に努めています。また、コンプライアンス室は、コンプライアンスラインを設け、法令違反その他のコンプライアンス上の問題点を早期に発見し、対処しています。

さらに、アシュアランス OGC に法律の専門スタッフを配置し、アシュアランス OGC が法人全体の法務を取り扱うことによって、法人の諸活動が法令・定款等に適合していることを確保しています。

そのうえで、独立した内部監査室が、法人の活動について内部監査を行い、不正行為等に対するけん制とチェックを行っています。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 品質管理に関する責任

当法人は、厳正かつ公正な高品質の監査を実施し、経済の健全な発展に寄与するため、国際品質管理基準1号 (ISQC1)、「監査に関する品質管理基準」等に準拠し、品質管理システムを整備し運用しています。この品質管理のシステムに係る最終的な責任

を負う者は、代表執行役であることを規定として明文化し、責任の所在を明確にしています。

② 職業倫理及び独立性 (職業倫理)

当法人は、当法人や社員、職員が誠実に、公正に行動するためによって立つべき行動規範 (PwC's Code of Conduct) を定めています。行動規範は、誰であっても懸念があるときは「声を上げる」ことの意義を強調しています。この行動規範と日本公認会計士協会の倫理規則を踏まえて、職業倫理の方針及び手続に関する複数のルールや規程を定めています。職業倫理の方針及び手続に関する理解を徹底させるため、全社員及び職員を対象とした職業倫理に関する研修を定期的実施しています。また、全社員及び職員を対象とした年次のコンプライアンス確認手続において、職業倫理に関する方針及び手続を理解し遵守していることを確認しています。

(独立性)

PwCネットワークのメンバーファームとして、PwC Global Independence Policy (独立性に関する指針) を基本に、わが国の法令及び日本公認会計士協会の倫理規則を踏まえたものを当法人の独立性に関する指針とし、その遵守に係る方針及び手続を定めています。

当該方針及び手続に基づき、監査クライアントをPwCネットワークが共有するデータベースに登録することによって、当法人の監査クライアントのみならず、PwCネットワークの監査クライアント全般について、業務提供範囲等に関して制限のあるクライアントを把握できる体制となっており、以下の独立性に関する指針の遵守を確保する枠組みとして維持・運用しています。

- 非保証業務提供チーム - エンゲージメントの独立性

監査クライアントに対する業務の提供には一定の制限が設けられているため、非保証業務の提供を検討する際に、上述の監査クライアントデータベースで業務提供先に対する独立性の制限の有無を確認したうえで、独立性に関する指針を参照して業務提供の可否及び提供可能な業務を判断し、提供する可能性のある非保証業務について、あらかじめ監査責任者の承認を得るものとしています。

- 社員及び職員 - 個人の独立性

当法人の社員及び職員が各個人として遵守する独立性に関する指針を定めており、この中で金銭的利害関係や身分上の利害関係を規定しています。年次のコンプライアンス確認手続に加え、個々の監査業務に従事する際には、個人として遵守する独立性を保持していることを確認しています。また、社員及び一定以上の職階の職員については、保有する有価証券等をデータベースに登録することを義務付け、独立性の諸規則に抵触しないことを確認しています。さらに、社員及び職員の金銭的利害関係や身分上の利害関係を対象とする独立性の検査を毎期実施し、個人の金銭的利害関係や身分上の利害関係に関する独立性の違反がないことを監視しています。

- 法人としての独立性

当法人が外部から物品やサービスを購入する場合や、当法人が外部企業

や個人とビジネス上の関係を展開する場合には、当法人と監査クライアントとの間の独立性を保持するため、取引の可否及び取引内容について事前に担当部署の承認を得ることとしています。法人の借入先及びリース契約先との間においても独立性の問題が生じていないことを定期的に確認しています。また、当法人が保有する有価証券等をデータベースに登録し、独立性の諸規則に抵触しないことを確認しています。

(ローテーションの方針及び手続)

すべての監査業務について、業務執行社員の連続関与期間は7会計期間以内（上場会社等の筆頭業務執行社員は5会計期間以内）とし、必要なインターバル期間は2会計期間（上場会社等の筆頭業務執行社員は5会計期間）とする方針を定め、運用と監視を行っています。また、審査担当者に関しても、筆頭業務執行社員と同様の方針に基づきローテーションの運用と監視を行っています。

③ 監査契約の新規の締結及び更新

PwCネットワークのメンバーファームとして、PwCネットワークのクライアント及びエンゲージメントの受入・継続に係る評価方針を基本に、わが国における規則等を踏まえて、当法人の新規契約の締結及び更新に係る方針を定めています。契約の受任に先立ち、受任予定クライアントと当法人（社員・職員を含む）の独立性等利害関係を調査するとともに、当該企業の評判、経営者の姿勢、企業統治や内部統制の状況、会計・監査上の問題等のリスク評価手続を実施し、評価されたリスクに応じて定められた適切な承認者の承認を得るものとしています。契約の継続にあたっては、少なくとも年に1度リスク評価を実施し、評価されたリスクに応じて定められた適切な承認者の承認を得るものとしています。

また、当法人が前任監査人となる場合及び後任監査人となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するため、監査事務所間の引継に係る方針及び手続を定めています。

④ 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

当法人は、監査に対する高い価値観と使命感を共有するプロフェッショナルたるにふさわしい人材を、日本の公認会計士のみならず、米国公認会計士、システム監査技術者をはじめ、特定業種に関する専門的な知識と経験を有する人材等から幅広く採用しています。

教育・訓練については、世界中で一貫して高品質の監査を提供するために PwC が各国の品質管理レビュー結果に基づき開発した共通の教育研修カリキュラムを基本に、わが国の法令、会計および監査の基準、不正事例、税務ならびに品質管理レビューの結果など、当法人独自の内容を加味して研修を実施しています。また、研修をより効果的なものとするために、多くの研修において事後の確認テストを実施しています。日本公認会計士協会の継続的専門研修制度（CPE）の達成状況や必須研修の受講履歴は、研修管理システムを利用してモニタリングを実施しています。更に、アシュアランス業務部門を産業別に組織することによって、監査上必要な専門的知識を集約し、共有することにより、知識及び経験の組織的強化を図っています。

専門要員は、高度な業務品質を実現できる有能な人材として、その専門的知識や社会的使命感といった観点から各人の資質が客観的かつ公正に評価され、職階が決められます。その前提として、職階ごとの役割と責任が明確に定義され、専門要員は各エンゲージメント開始時に当該役割と責任に沿った業務上の達成目標を具体的に上位者と設定・合意し、業務終了時に当該目標達成状況に関する上位者からの評

価内容が伝達されます。これにより、透明かつ継続的な人事評価、人材育成を図っています。

専門要員の監査チームへの選任は、各人の独立性の遵守状況、必要な経験、能力、必要な時間の十分な確保等といった事項を踏まえ、厳正かつ公正な監査を実施するために必要な人材を確保するという観点から実施しています。また、監査の品質を維持する上では被監査会社の事業内容等への理解が不可欠であることから監査チームの一定の継続性を重視する一方、新たな視点を持った客観性ある監査の実施を確保すべく、監査チームの統括主査のローテーションに関する取扱いを定め、両者の適切なバランスを維持できる監査チームを組成していく方針です。

⑤ 業務の実施

(監査業務の実施)

当法人は、監査業務における国際水準の品質を確保するため、監査業務については、PwCネットワークのメンバーファームとして、PwCネットワークのグローバル・スタンダードであるPwC Audit Guideを監査メソドロジーの基本とし、わが国における監査基準等を踏まえ、当法人の監査業務の実施に係る方針及び手続を定めています。

当該方針及び手続を通じて業務の実施における品質の保持を図るため、当法人ではPwCネットワークの監査サポートシステムを導入しています。このシステムは、監査業務及び監査証拠の文書化に用いられるだけでなく、リスク評価結果及びリスクと監査手続の関係をビジュアルに表示することでリスク評価に対応した有効かつ効率的な監査計画の立案と監査手続の実施を可能としています。

(専門的な見解の問合せ)

事前に専門的な見解の問合せを受けるべき事項を明示し、専門要員が当該事項に該当する事象に直面した場合には、品質管理本部の見解を入手することを義務付けています。

(審査)

原則として、全ての監査業務について、監査計画段階から、監査の実施過程、監査判断の過程、監査の完了段階まで、監査チームによる監査の実施と並行して審査担当者による重要事項、重要判断の審査を実施しています。

監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違については審査会における審査により解決を図りますが、審査の最終機関は審査担当者と定め、責任ある審査を課しています。

(監査上の判断の相違)

監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合、審査会がこれを審査することにより監査上の判断の相違に対処し解決しています。

⑥ 品質管理のシステムの監視

(監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視)

法人全体の品質管理システム全般のモニタリング、および監査業務等の品質管理のために監査チームを支援する組織としてアシュアランス業務部門内に品質管理本部を設置し、さらに独立性の保持、法令遵守及びコンプライアンス確立のための諸

活動を行う組織として、業務部門から独立したリスク管理・コンプライアンス室を置いています。

上記組織において、新しい法令・基準等への対応、コンプライアンス確認手続を通じた独立性に関する確認書面の入手、専門家としての能力開発、監査契約の新規締結・更新等の品質管理システムに関する日常的監視を行っています。

監査業務の定期的な検証は、PwCネットワークのGlobal Assurance Quality Reviewを活用し品質管理本部が実施しています。なお、監査業務の定期的レビューは原則として年に一度実施し、業務執行社員として監査業務を実施している社員は少なくとも3年に一度はレビューの対象となり、リスクの増大が認識された監査業務についても頻繁なレビューを実施しています。また、リスクが検出された都度、業務執行社員及び審査担当者のモニタリングを随時実施しています。

また、PwCネットワークが開発したシステム(QMS-Quality Management System)を用い、法人全体の品質管理にかかわる内部統制が適切に整備・運用されていることを品質管理本部及び内部監査室が定期的に検証しています。

(識別した不備の評価、伝達及び是正)

品質管理システムの監視によって不備が発見された場合、その影響の評価に応じて決定した是正措置を適切な関係者に伝達するとともに、適時に担当執行役に報告し対処する体制としています。

(不服と疑義の申立て)

当法人内外からもたらされる不服と疑義の申立てについて適切に対処することを合理的に確保するための通報制度として監査ホットラインを導入しています。

⑦ 社員の報酬決定に関する事項

社員の報酬は、社員の報酬に関する規程に基づき各執行役からなる経営委員会が決定し、監視委員会の社員評価委員会の同意を得ています。報酬決定の根拠となる評価については、各社員が各々に与えられた業務について毎年、個人の業務計画書を作成し、その業務計画の達成度合により各部門長が評価を行い、経営委員会に提出しています。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

公認会計士法第2条1項の監査証明業務のすべての業務執行社員及び審査担当者には、公認会計士である社員を任命し、業務遂行の一義的な責任を担っています。監査証明業務を担うアシュアランス業務部門の担当執行役及び品質管理本部は、公認会計士である業務執行社員の交代・ローテーション及び、公認会計士である社員以外の者（特定社員等）の関与度合について監視しています。

(4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

平成29年12月

(5) 業務の品質の管理方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

品質管理本部が監査業務品質に関する方針及びガイドンスを策定しています。品質管理本部が実施する監査業務の定期的な検証を通じて監査業務の品質の確保を実施し、こ

これらのレビューにより生じた問題点は、経営委員会に報告され、その対応が決定されています。この報告を元に代表執行役である木村浩一郎は当該措置が適正であることを確認しています。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項
該当ありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じて報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

プライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッド

- (2) 提携を開始した年月

平成 18 年 7 月 1 日

- (3) 業務上の提携内容

PwC のメンバーファームとして、PwC グローバルで定めた品質管理、リスク管理基準に準拠して監査業務を遂行するとともに、品質管理、事業開発などについて世界各国のメンバーファームへの協力を行っています。

- (4) ネットワーク及びその取決めの概要

当法人は、PwC のメンバーファームとしてプライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッドとの間に PwC グローバルネットワークの共通のビジョン、価値、原則、目標、権限などを規定する包括的基本契約（Accession Agreement）を交わしています。この基本契約のもとでさらに具体的業務遂行に係わる契約（Firm Service Agreement）と PwC ブランドを使用することに係る契約（Name License Agreement）を取り交わし、PwC ネットワークのメンバーファームの一員として活動しています。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
116 人	29 人	145 人

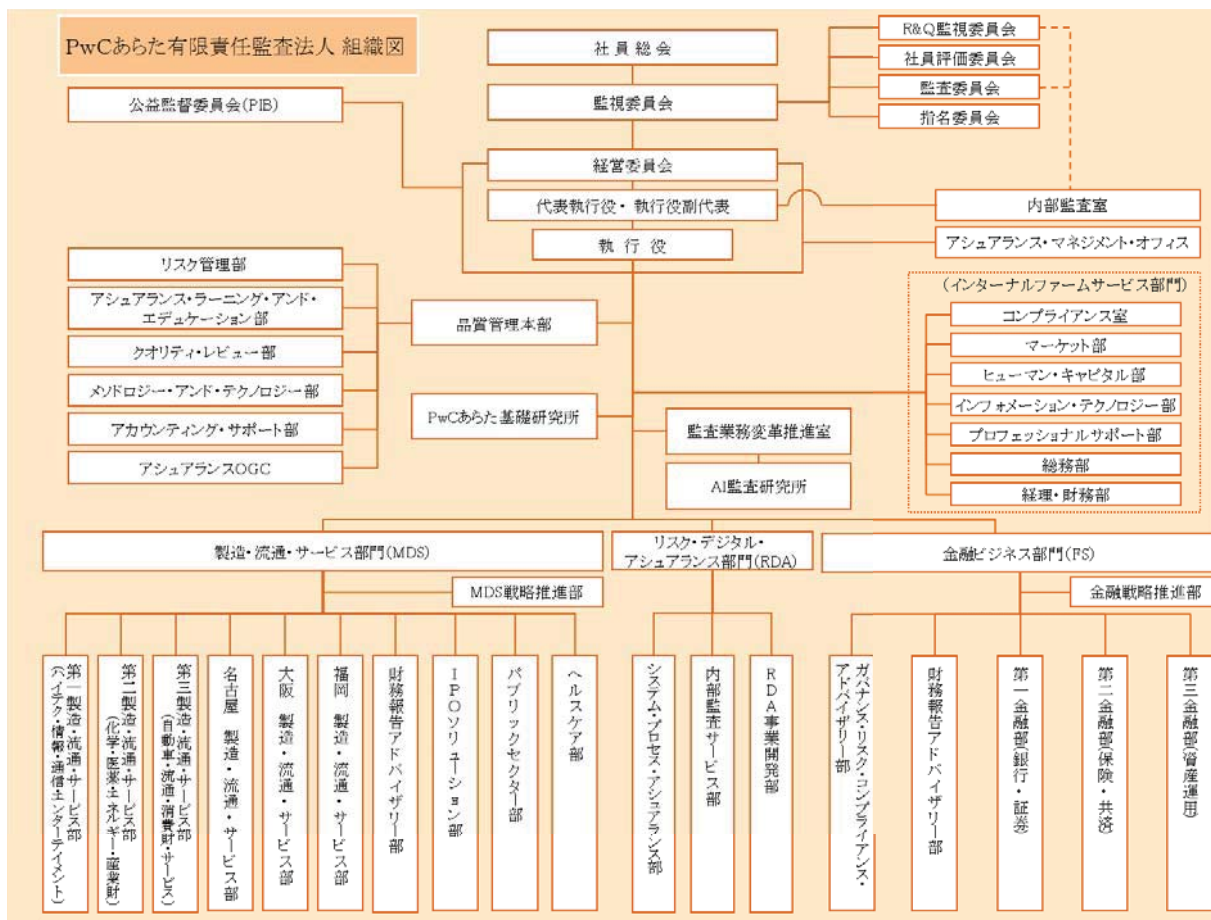
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
経営委員会	経営に関する意思の決定	7 人	0 人	7 人
監視委員会	経営委員会が策定する経営の方針およびその運営の監視	6 人	2 人	8 人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数								合計
		社員			使用人					
		公認 会計士	特定 社員	計	公認 会計士	公認 会計士試験合格者 等	監査 補助 職員	その 他の 事務 職員	計	
(主) 東京	東京都千代田区 大手町一丁目1 番1号 大手町パークビ ルディング	97	29	126	756	446	811	574	2,587	2,713
(従) 名古屋	愛知県名古屋市 中村区名駅一丁 目1番4号 JRセントラル タワーズ	11	0	11	79	46	22	6	153	164
(従) 大阪	大阪府大阪市北 区大深町4番 20号 グランフロント 大阪タワーA 36F	7	0	7	56	29	45	16	146	153
(従) 福岡	福岡県福岡市博 多区博多駅中央 街8番1号 JRJP博多ビル 4階	1	0	1	9	11	4	0	24	25
合 計		116	29	145	900	532	882	596	2,910	3,055

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：百万円)

	第12期 平成28年7月1日～ 平成29年6月30日	第13期 平成29年7月1日～ 平成30年6月30日
売上高		
監査証明業務	21,653	23,455
非監査証明業務	20,668	22,167
合計	42,321	45,622

2. 直近の2会計年度の計算書類

別添のとおりです。

3. 2.に掲げる計算書類に係る監査報告書

別添のとおりです。

4. 供託金の額

(単位：百万円)

公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額	290
供託所へ供託した供託金の額 (額面金額)	350

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容
該当事項はありません。

六. 被監査会社等(大会社等に限る)の名称

監査種別	被監査会社等の名称
金商法・会社法監査	東京海上日動火災保険株式会社
金商法・会社法監査	トヨタファイナンス株式会社
金商法・会社法監査	東京海上ホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	松井証券株式会社
金商法・会社法監査	アクサ生命保険株式会社
金商法・会社法監査	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	株式会社商工組合中央金庫
金商法・会社法監査	株式会社山田債権回収管理総合事務所
金商法・会社法監査	株式会社 AOKI ホールディングス
金商法・会社法監査	エムスリー株式会社
金商法・会社法監査	アークランドサービスホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	株式会社キトー
金商法・会社法監査	株式会社フォーカスシステムズ
金商法・会社法監査	株式会社アイネット
金商法・会社法監査	豊田合成株式会社
金商法・会社法監査	天昇電気工業株式会社
金商法・会社法監査	大和工業株式会社
金商法・会社法監査	株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ
金商法・会社法監査	JBCC ホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	株式会社ワコム
金商法・会社法監査	兼松エレクトロニクス株式会社
金商法・会社法監査	アイシン精機株式会社
金商法・会社法監査	兼松株式会社
金商法・会社法監査	愛知製鋼株式会社
金商法・会社法監査	共和レザー株式会社
金商法・会社法監査	大豊工業株式会社
金商法・会社法監査	トヨタ自動車株式会社
金商法・会社法監査	株式会社フェリシモ
金商法・会社法監査	株式会社豊田自動織機
金商法・会社法監査	旭有機材株式会社
金商法・会社法監査	豊田通商株式会社

金商法・会社法監査	トヨタ紡織株式会社
金商法・会社法監査	アークランドサカモト株式会社
金商法・会社法監査	日野自動車株式会社
金商法・会社法監査	オーナンバ株式会社
金商法・会社法監査	澤藤電機株式会社
金商法・会社法監査	株式会社アイチコーポレーション
金商法・会社法監査	トッパン・フォームズ株式会社
金商法・会社法監査	株式会社うかい
金商法・会社法監査	株式会社クラレ
金商法・会社法監査	日本管財株式会社
金商法・会社法監査	株式会社ワールド
金商法・会社法監査	B-R サーティワン アイスクリーム株式会社
金商法・会社法監査	株式会社シーイーシー
金商法・会社法監査	昭和シェル石油株式会社
金商法・会社法監査	東亜石油株式会社
金商法・会社法監査	旭化成株式会社
金商法・会社法監査	ソニー株式会社
金商法・会社法監査	株式会社ファインシンター
金商法・会社法監査	株式会社ネクソン
金商法・会社法監査	株式会社ボルテージ
金商法・会社法監査	ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社
金商法・会社法監査	株式会社東芝
金商法・会社法監査	コナミホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	株式会社アルバック
金商法・会社法監査	リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社
金商法・会社法監査	株式会社フジクラ
金商法・会社法監査	株式会社小森コーポレーション
金商法・会社法監査	株式会社ジェイグループホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社タチエス
金商法・会社法監査	ホクシン株式会社
金商法・会社法監査	株式会社ダイフク
金商法・会社法監査	株式会社コンテック
金商法・会社法監査	ピジョン株式会社
金商法・会社法監査	沖電気工業株式会社
金商法・会社法監査	株式会社大泉製作所
金商法・会社法監査	ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社
金商法・会社法監査	株式会社トーメンデバイス

金商法・会社法監査	あいホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	酒井重工業株式会社
金商法・会社法監査	トランス・コスモス株式会社
金商法・会社法監査	加賀電子株式会社
金商法・会社法監査	シャープ株式会社
金商法・会社法監査	ノーリツ鋼機株式会社
金商法・会社法監査	ユニ・チャーム株式会社
金商法・会社法監査	株式会社イエローハット
金商法・会社法監査	エレマテック株式会社
金商法・会社法監査	株式会社ヴィア・ホールディングス
金商法・会社法監査	タビオ株式会社
金商法・会社法監査	株式会社エクセディ
金商法・会社法監査	芝浦メカトロニクス株式会社
金商法・会社法監査	東芝テック株式会社
金商法・会社法監査	株式会社メタルアート
金商法・会社法監査	イーレックス株式会社
金商法・会社法監査	大王製紙株式会社
金商法・会社法監査	株式会社ゼンショーホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社アйдママーケティングコミュニケーション
金商法・会社法監査	白銅株式会社
金商法・会社法監査	株式会社ココスジャパン
金商法・会社法監査	株式会社ジョリーパスタ
金商法・会社法監査	株式会社構造計画研究所
金商法・会社法監査	株式会社レノバ
金商法・会社法監査	大正製薬ホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	株式会社フルキャストホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社エプロ
金商法・会社法監査	デクセリアルズ株式会社
金商法・会社法監査	みらかホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	日本ドライケミカル株式会社
金商法・会社法監査	ニホンフラッシュ株式会社
金商法・会社法監査	株式会社カーチスホールディングス
金商法・会社法監査	ソネット・メディア・ネットワークス株式会社
金商法・会社法監査	株式会社ダイナムジャパンホールディングス
金商法・会社法監査	王子ホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	株式会社シード
金商法・会社法監査	株式会社バロックジャパンリミテッド

金商法・会社法監査	サトーホールディングス株式会社
金商法・会社法監査	株式会社オオバ
金商法・会社法監査	株式会社ライトアップ
金商法・会社法監査	株式会社アイ・アール ジャパンホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社日本創発グループ
金商法・会社法監査	株式会社バルシステム 24 ホールディングス
金商法・会社法監査	LINE 株式会社
金商法・会社法監査	パンチ工業株式会社
金商法・会社法監査	兼松サステック株式会社
金商法・会社法監査	北興化学工業株式会社
金商法・会社法監査	株式会社 LIFULL
金商法・会社法監査	株式会社サンゲツ
金商法・会社法監査	株式会社ツムラ
金商法・会社法監査	東芝プラントシステム株式会社
金商法・会社法監査	株式会社メタップス
金商法・会社法監査	株式会社ニューフレアテクノロジー
金商法・会社法監査	株式会社高田工業所
金商法・会社法監査	国際チャート株式会社
金商法・会社法監査	株式会社 J ストリーム
金商法・会社法監査	株式会社ブロードバンドタワー
金商法・会社法監査	西芝電機株式会社
金商法・会社法監査	トレンダーズ株式会社
金商法・会社法監査	株式会社インテージホールディングス
金商法・会社法監査	株式会社ロックオン
金商法・会社法監査	応用技術株式会社
金商法・会社法監査	綜研化学株式会社
金商法・会社法監査	イワキ株式会社
金商法・会社法監査	株式会社シャノン
金商法・会社法監査	フタバ産業株式会社
金商法監査	ブラックロック・ジャパン株式会社 (ファンド)
金商法監査	日本リテールファンド投資法人
金商法監査	東急リアル・エステート投資法人
金商法監査	日興アセットマネジメント株式会社 (ファンド)
金商法監査	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社 (ファンド)
金商法監査	アセットマネジメント One 株式会社 (ファンド)
金商法監査	福岡リート投資法人
金商法監査	三菱 UFJ 国際投信株式会社 (ファンド)

金商法監査	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社（ファンド）
金商法監査	イオンリート投資法人
金商法監査	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人
金商法監査	ヘルスケア&メディカル投資法人
金商法監査	ラサールロジポート投資法人
金商法監査	マリモ地方創生リート投資法人
金商法監査	大江戸温泉リート投資法人
金商法監査	さくら総合リート投資法人
金商法監査	CRE ロジスティクスファンド投資法人
金商法監査	三菱UFJ信託銀行株式会社（ファンド）
会社法監査	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社
会社法監査	ソニー損害保険株式会社
会社法監査	トヨタファイナンシャルサービス株式会社
会社法監査	ジブラルタ生命保険株式会社
会社法監査	日新火災海上保険株式会社
会社法監査	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
会社法監査	フォルクスワーゲン・ファイナンシャル・サービス・ジャパン株式会社
会社法監査	アクサ損害保険株式会社
会社法監査	Chubb 損害保険株式会社
会社法監査	プルデンシャル生命保険株式会社
会社法監査	ソニー生命保険株式会社
会社法監査	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
会社法監査	ソニー銀行株式会社
会社法監査	JP モルガン証券株式会社
会社法監査	ゴールドマン・サックス証券株式会社
会社法監査	クレディ・アグリコル生命保険株式会社
会社法監査	ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
会社法監査	メリルリンチ日本証券株式会社
会社法監査	アクサダイレクト生命保険株式会社
会社法監査	大同火災海上保険株式会社
会社法監査	イーデザイン損害保険株式会社
会社法監査	プルデンシャルジブラルタファイナンシャル生命保険株式会社
会社法監査	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
会社法監査	富士火災海上保険株式会社
会社法監査	AIG 損害保険株式会社
会社法監査	株式会社アコーディア・ゴルフ
会社法監査	株式会社農林漁業成長産業化支援機構

会社法監査	日本地震再保険株式会社
会社法監査	ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
会社法監査	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
会社法監査	LINE Financial 株式会社
会社法監査	大正製薬株式会社
会社法監査	トヨタホーム株式会社
会社法監査	日本アイ・ビー・エム株式会社
会社法監査	株式会社アドヴィックス
会社法監査	ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社
会社法監査	トヨタ車体株式会社
会社法監査	ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社
会社法監査	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社
会社法監査	ソニーエナジー・デバイス株式会社
会社法監査	ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社
会社法監査	フォルクスワーゲングループジャパン株式会社
会社法監査	東京トヨペット株式会社
会社法監査	東和不動産株式会社
会社法監査	トヨタ自動車九州株式会社
会社法監査	トヨタ自動車北海道株式会社
会社法監査	ボッシュ株式会社
会社法監査	トヨタ東京販売ホールディングス株式会社
会社法監査	株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント
会社法監査	ダイハツ工業株式会社
会社法監査	ノバルティスファーマ株式会社
会社法監査	昭和四日市石油株式会社
会社法監査	日本NCR株式会社
会社法監査	株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント
会社法監査	旭化成ホームズ株式会社
会社法監査	サハリン石油ガス開発株式会社
会社法監査	東芝キャリア株式会社
会社法監査	コーニングジャパン株式会社
会社法監査	ダイハツ信販株式会社
会社法監査	ソーラーフロンティア株式会社
会社法監査	UD トラックス株式会社
会社法監査	プライムアース EV エナジー株式会社
会社法監査	アリストライフサイエンス株式会社
会社法監査	東芝エレベータ株式会社

会社法監査	トヨタ自動車東日本株式会社
会社法監査	株式会社沖データ
会社法監査	MSD 株式会社
会社法監査	武田テバ薬品株式会社
会社法監査	テバ・ホールディングス株式会社
会社法監査	堺ディスプレイプロダクト株式会社
会社法監査	春秋航空日本株式会社
会社法監査	株式会社ユーラスエナジーホールディングス
会社法監査	株式会社エスアールエル
会社法監査	東芝デジタルソリューションズ株式会社
会社法監査	東芝ライテック株式会社
会社法監査	王子オセアニアマネジメント株式会社
会社法監査	東芝ライフスタイル株式会社
会社法監査	ソニービジュアルプロダクツ株式会社
会社法監査	株式会社ジャパンセミコンダクター
会社法監査	王子コンテナ株式会社
会社法監査	王子マテリア株式会社
会社法監査	王子製紙株式会社
会社法監査	日伯紙パルプ資源開発株式会社
会社法監査	ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社
会社法監査	東芝メモリ株式会社
会社法監査	東芝デバイス&ストレージ株式会社
会社法監査	東芝インフラシステムズ株式会社
その他の法定監査	独立行政法人 製品評価技術基盤機構
その他の法定監査	独立行政法人国際交流基金
その他の法定監査	国立研究開発法人水産研究・教育機構
その他の法定監査	国立大学法人 総合研究大学院大学
その他の法定監査	地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター
その他の法定監査	独立行政法人自動車事故対策機構
その他の法定監査	独立行政法人家畜改良センター
その他の法定監査	公立大学法人横浜市立大学
その他の任意監査	マイクロンメモリ ジャパン株式会社
その他の任意監査	株式会社 global bridge HOLDINGS

第 12 会 計 年 度

計 算 書 類

自 平成28年 7月 1日

至 平成29年 6月30日

PwCあらた有限責任監査法人

貸借対照表
(平成29年 6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
<u>流 動 資 産</u>	<u>14,255</u>	<u>流 動 負 債</u>	<u>12,547</u>
現金及び預金	3,300	リース債務	997
業務未収入金	6,506	未払金	5,708
その他未収入金	2,631	未払費用	1,976
前払費用	968	未払消費税	767
繰延税金資産	688	未成業務前受金	913
その他流動資産	196	預り金	558
貸倒引当金	△ 37	有給休暇引当金	988
		資産除去債務	339
		その他流動負債	297
<u>固 定 資 産</u>	<u>16,502</u>	<u>固 定 負 債</u>	<u>6,477</u>
<u>有 形 固 定 資 産</u>	<u>5,069</u>	リース債務	2,754
建物附属設備	1,363	資産除去債務	954
工具器具備品	107	長期預り金	1,701
リース資産	3,590	その他固定負債	1,066
その他	8		
<u>無 形 固 定 資 産</u>	<u>210</u>	負債の部合計	19,024
ソフトウェア	208		
ソフトウェア仮勘定	1	<u>純 資 産 の 部</u>	
<u>投資その他の資産</u>	<u>11,222</u>	<u>社 員 資 本</u>	<u>11,733</u>
投資有価証券	6,528	資本金	1,000
関係会社株式	70	出資金申込証拠金	247
敷金及び保証金	4,536	資本剰余金	901
長期前払費用	143	その他資本剰余金	901
繰延税金資産	135	利益剰余金	9,585
関係会社未収入金	149	その他利益剰余金	9,585
投資損失引当金	△ 340	繰越利益剰余金	9,585
		<u>純 資 産 合 計</u>	<u>11,733</u>
資 産 合 計	30,758	負債・純資産合計	30,758

損益計算書

〔 自 平成28年 7月 1日
至 平成29年 6月30日 〕

(単位：百万円)

	金 額	
業 務 収 入		42,321
業 務 費 用		
人 件 費	28,376	
賃 借 関 連 費 用	2,494	
採 用 及 び 研 修 費 用	619	
IT 及 び 通 信 費	938	
そ の 他 業 務 費 用	8,715	41,144
営 業 利 益		1,176
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	13	
生 命 保 険 配 当 金	20	
そ の 他 営 業 外 収 益	35	69
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18	
為 替 差 損	27	
支 払 手 数 料	15	61
経 常 利 益		1,185
特 別 利 益		
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 益	87	87
特 別 損 失		
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額 等	286	
事 務 所 移 転 費 用	79	366
税 引 前 当 期 純 利 益		905
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	414	
法 人 税 等 調 整 額	△ 81	333
当 期 純 利 益		572

社員資本等変動計算書

〔 自 平成28年 7月 1日
至 平成29年 6月30日 〕

(単位：百万円)

	社員資本							純資産合計
	資本金	出資金申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金		社員資本合計	
			その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000	121	860	860	9,013	9,013	10,994	10,994
事業年度中の 変動額								
社員出資金増加	-	△ 121	141	141	-	-	20	20
社員出資金減少	-	-	△ 100	△ 100	-	-	△ 100	△ 100
申込証拠金 受入額	-	247	-	-	-	-	247	247
当期純利益	-	-	-	-	572	572	572	572
事業年度中の 変動額合計	-	126	41	41	572	572	739	739
当期末残高	1,000	247	901	901	9,585	9,585	11,733	11,733

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

貸借対照表および損益計算書の作成に当たって採用した重要な会計処理の原則および手続きは、次のとおりであります。

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式 移動平均法に基づく原価法

その他の有価証券

・時価のないもの 移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5年～15年

工具器具備品 5年～10年

②無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を適用しております。

③リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

定額法

原則としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりますが、リース資産の一部については、使用実態を勘案し、再リース期間を含めた期間を耐用年数としております。

・所有権移転ファイナンス・リースに係るリース資産

定額法

なお、耐用年数は自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②投資損失引当金

債務超過の状態である関係会社の未収入金についての債務超過相当額の引当及び関係会社出資金について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

③有給休暇引当金

従業員の未使用有給休暇に対応する人件費相当額を計上しております。

4. 収益の計上基準

業務契約に基づく役務提供進行基準で計上しております。

なお、タイムチャージによる役務提供契約については請求時間に基づいて計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の処理方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理によっております。

②消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

II. 貸借対照表に関する注記	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,274 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務 (区分掲記したものを除く)	
・ 短期金銭債権	1,175 百万円
・ 短期金銭債務	317 百万円
・ 長期金銭債務	721 百万円

III. 損益計算書に関する注記	
1. 業務収入の内訳	
・ 監査収入	21,653 百万円
・ 非監査収入 (その他の収入)	20,668 百万円
2. 関係会社との取引高	
・ 業務収入	398 百万円
・ 業務費用	1,167 百万円
・ 営業取引以外の取引による取引高 (間接業務受託費、受取賃料等)	4,198 百万円

IV. 税効果に関する注記
繰延税金資産の主な発生原因は、未払人件費等であります。

V. リースにより使用する固定資産に関する注記
リース契約により使用している固定資産としてオフィス家具等があります。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
資金調達については、銀行等金融機関からの借入により行っております。
借入金への用途は運転資金であります。
業務未収入金に係わる顧客の信用リスクは、業務受入時の審査等により、リスクの低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項
平成29年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、敷金及び保証金については、時価を把握することが極めて困難なため含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
a 現金及び預金	3,300	3,300	-
業務未収入金	6,506		
b 貸倒引当金 (※1)	△ 37		
業務未収入金 計	6,469	6,469	-
c その他未収入金	2,631	2,631	-
資産 計	12,401	12,401	-
a 未払金	5,708	5,708	-
b 未払費用	1,976	1,976	-
負債 計	7,685	7,685	-

(※1) 業務未収入金に対応する貸倒引当金を控除している。

(注) 金融商品の時価に関する事項

資産

a. 現金及び預金、b. 業務未収入金、及びc. その他未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

a. 未払金、及び b. 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

VII. その他
記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	期中増加額	期中減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得価額
有形固定資産	建物附属設備	1,222	804	1	662	1,363	1,118	2,481
	工具器具備品	123	17	0	33	107	130	237
	リース資産	1,716	2,492	0	617	3,590	1,024	4,615
	その他	12	5	1	8	8	-	8
	計	3,074	3,319	3	1,321	5,069	2,274	7,343
無形固定資産	ソフトウェア	162	110	0	64	208		
	ソフトウェア仮勘定	-	1	-	-	1		
	計	162	111	0	64	210		

(注) 当期増加額のうち、主なものは以下のとおりです。

建物附属設備 大手町オフィス工事等

リース資産 大手町オフィス設備・什器等

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	11	37	11	37
投資損失引当金	150	276	87	340
有給休暇引当金	908	988	908	988

(注1) 引当金計上基準は、注記表の重要な会計方針で記載しております。

3. 業務費用の明細

(単位：百万円)

科目	内訳	金額	
人件費	報酬給与	23,010	
	法定福利費	2,340	
	その他人件費	3,025	28,376
賃借関連費用	賃借料等	1,528	
	減価償却費	965	2,494
採用及び研修費用	採用及び研修費用	619	619
IT及び通信費	IT関連費用	285	
	通信費	232	
	減価償却費	420	938
その他業務費用	旅費交通費	351	
	福利厚生費	354	
	諸会費・購読料	192	
	保険料	338	
	租税公課	306	
	外注費	4,998	
	サビ・スチーン等	895	
	その他	1,278	8,715
合計			41,144

第 13 会 計 年 度

計 算 書 類

自 平成29年 7月 1日

至 平成30年 6月30日

PwCあらた有限責任監査法人

貸借対照表
(平成30年 6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
<u>流 動 資 産</u>	<u>14,599</u>	<u>流 動 負 債</u>	<u>14,233</u>
現金及び預金	3,309	リース債務	1,021
業務未収入金	7,675	未払金	7,109
その他未収入金	1,449	未払費用	2,335
前払費用	1,343	未払消費税等	592
繰延税金資産	590	未払法人税等	46
その他流動資産	262	未成業務前受金	1,162
貸倒引当金	△ 29	預り金	598
		有給休暇引当金	1,080
		その他流動負債	285
<u>固 定 資 産</u>	<u>17,934</u>	<u>固 定 負 債</u>	<u>6,384</u>
<u>有 形 固 定 資 産</u>	<u>5,644</u>	リース債務	2,095
建物附属設備	2,084	資産除去債務	1,225
工具器具備品	473	長期預り金	1,850
リース資産	3,048	その他固定負債	1,212
その他	37		
<u>無 形 固 定 資 産</u>	<u>222</u>	負 債 合 計	20,617
ソフトウェア	200		
ソフトウェア仮勘定	21	<u>純 資 産 の 部</u>	
<u>投 資 そ の 他 の 資 産</u>	<u>12,068</u>	<u>社 員 資 本</u>	<u>11,916</u>
投資有価証券	6,487	資本金	1,000
関係会社出資金	60	出資金申込証拠金	188
敷金及び保証金	4,841	資本剰余金	1,028
長期貸付金	633	その他資本剰余金	1,028
長期前払費用	271	利益剰余金	9,700
繰延税金資産	97	その他利益剰余金	9,700
投資損失引当金	△ 322	繰越利益剰余金	9,700
		純 資 産 合 計	11,916
資 産 合 計	32,534	負 債 ・ 純 資 産 合 計	32,534

損益計算書

〔 自 平成29年 7月 1日
至 平成30年 6月30日 〕

(単位：百万円)

	金 額	
業 務 収 入		45,622
業 務 費 用		
人 件 費	31,442	
賃 借 関 連 費 用	2,455	
採 用 及 び 研 修 費 用	899	
IT 及 び 通 信 費 用	1,138	
そ の 他 業 務 費 用	9,599	45,534
営 業 利 益		88
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19	
為 替 差 益	25	
そ の 他 営 業 外 収 益	152	196
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	75	
支 払 手 数 料	14	89
経 常 利 益		195
特 別 利 益		
関係会社出資金譲渡益	3	
投資損失引当金戻入益	79	82
特 別 損 失		
固定資産除却損	7	
投資損失引当金繰入額	61	68
税 引 前 当 期 純 利 益		209
法人税、住民税及び事業税	△ 41	
法人税等調整額	136	95
当 期 純 利 益		114

社員資本等変動計算書

〔 自 平成29年 7月 1日
至 平成30年 6月30日 〕

(単位：百万円)

	社員資本						社員資本合計	純資産合計
	資本金	出資金申込 証拠金	資本剰余金		利益剰余金			
			その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,000	247	901	901	9,585	9,585	11,733	11,733
事業年度中の 変動額								
社員出資金増加	-	△ 247	270	270	-	-	23	23
社員出資金減少	-	-	△ 143	△ 143	-	-	△ 143	△ 143
申込証拠金 受入額	-	188	-	-	-	-	188	188
当期純利益	-	-	-	-	114	114	114	114
事業年度中の 変動額合計	-	△ 59	127	127	114	114	182	182
当期末残高	1,000	188	1,028	1,028	9,700	9,700	11,916	11,916

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用した重要な会計処理の原則及び手続きは、次のとおりであります。

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式	移動平均法に基づく原価法
その他の有価証券	
・時価のないもの	移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(リース資産を除く)	定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 5年～15年 工具器具備品 5年～10年
------------	---

②無形固定資産

(リース資産を除く)	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
------------	---

③リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

	定額法 原則としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりますが、リース資産の一部については、使用実態を勘案し、再リース期間を含めた期間を耐用年数としております。
--	--

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②投資損失引当金

投資有価証券及び関係会社出資金について、将来発生する可能性がある損失に備えるため、財政状態等を勘案して必要と認められる金額を計上しております。

③有給休暇引当金

従業員の未使用有給休暇に対応する人件費相当額を計上しております。

4. 収益の計上基準

業務契約に基づく役務提供進行基準で計上しております。
なお、タイムチャージによる役務提供契約については請求時間に基づいて計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の処理方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理によっております。

②消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,404 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
・短期金銭債権	1,026 百万円
・短期金銭債務	343 百万円
・長期金銭債務	721 百万円

III. 損益計算書に関する注記

1. 業務収入の内訳	
・監査収入	23,455 百万円
・非監査収入(その他の収入)	22,167 百万円
2. 関係会社との取引高	
・業務収入	460 百万円
・業務費用	1,383 百万円
・営業取引以外の取引による取引高 (間接業務受託費、受取賃料等)	2,485 百万円

IV. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、未払人件費等であります。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

資金調達については、銀行等金融機関からの借入により行っております。

借入金の用途は運転資金であります。

業務未収入金に係わる顧客の信用リスクは、業務受入時の審査等により、リスクの低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、投資有価証券、敷金及び保証金については、時価を把握することが極めて困難なため含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
a 現金及び預金	3,309	3,309	-
業務未収入金	7,675		
b 貸倒引当金 (※1)	△ 29		
業務未収入金 計	7,646	7,646	-
c その他未収入金	1,449	1,449	-
資産 計	12,404	12,404	-
a 未払金	7,109	7,109	-
b 未払費用	2,335	2,335	-
負債 計	9,445	9,445	-

(※1) 業務未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価に関する事項

資産

a. 現金及び預金、b. 業務未収入金、及びc. その他未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

a. 未払金、及び b. 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

VI. その他

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	期中増加額	期中減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得価額
有形固定資産	建物附属設備	1,363	1,056	-	335	2,084	283	2,368
	工具器具備品	107	454	7	80	473	126	599
	リース資産	3,590	451	-	992	3,048	1,952	5,001
	その他	8	53	0	24	37	41	79
	計	5,069	2,015	7	1,432	5,644	2,404	8,048
無形固定資産	ソフトウェア	208	67	3	72	200		
	ソフトウェア仮勘定	1	21	1	-	21		
	計	210	89	5	72	222		

(注) 当期増加額のうち、主なものは以下のとおりです。

建物附属設備 大手町オフィス工事等

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	37	29	37	29
投資損失引当金	340	61	79	322
有給休暇引当金	988	1,080	988	1,080

(注1) 引当金計上基準は、注記表の重要な会計方針で記載しております。

3. 業務費用の明細

(単位：百万円)

科目	内訳	金額	
人件費	報酬給与	25,500	
	法定福利費	2,603	
	その他人件費	3,337	31,442
	計		
賃借関連費用	賃借料等	1,507	
	減価償却費	948	2,455
	計		
採用及び研修費用	採用及び研修費用	899	899
IT及び通信費	IT関連費用	336	
	通信費	245	
	減価償却費	556	1,138
	計		
その他業務費用	旅費交通費	407	
	福利厚生費	368	
	諸会費・購読料	203	
	保険料	427	
	租税公課	393	
	外注費	5,262	
	サ-ビ`スチャ-ジ`等	981	
	その他	1,555	9,599
	計		
	合計		45,534

独立監査人の監査報告書

平成29年8月22日

PwCあらた有限責任監査法人

代表執行役 木村浩一郎 殿

優成監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小松	亮一	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	須永	真樹	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小野	潤	Ⓔ

当監査法人は、公認会計士法第34条の32第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第12会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する代表執行役の責任

PwCあらた有限責任監査法人の社員である代表執行役（以下「代表執行役」という。）の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために代表執行役が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、代表執行役が採用した会計方針及びその適用方法並びに代表執行役によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

PwCあらた有限責任監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年 8 月22日

PwCあらた有限責任監査法人
代表執行役 木村 浩一郎 殿

新創監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 高橋 克典 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 篠原 一馬 ㊞

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第13期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

計算書類に対する代表執行役の責任

PwCあらた有限責任監査法人の社員である代表執行役（以下「代表執行役」という。）の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために代表執行役が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、代表執行役が採用した会計方針及びその適用方法並びに代表執行役によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

PwCあらた有限責任監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上